

遠野市

重層的支援体制整備事業実施計画

つなぐ・つながる・ひろがる

令和4年4月

遠野市 健康福祉部 遠野健康福祉の里 福祉課

【目次】

第1 計画策定にあたって	4
1 計画策定の背景と目的	
2 各種計画の構成図	
3 計画の期間	
4 計画策定にあたっての留意事項	
第2 重層的支援体制整備事業の実施	8
1 「重層的支援体制整備事業」とは	
2 丸ごと相談員について	
第3 重層的支援体制整備事業の提供体制	11
1 包括的支援事業	
2 参加支援事業	
(1) 参加支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)の実施	
(2) 地域における資源開発や利用調整事業を行うコーディネート機能を担う体制	
3 地域づくり支援	
(1) 地域づくり支援の実施	
4 多機関協働事業	
(1) 包括化推進員の設置	
(2) 包括的相談支援体制情報ネットワーク事業	
5 アウトリーチ等継続的支援事業	
(1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)の実施	
(2) 地域見守り活動に関する協力協定	
6 (仮称)地域ささえあいセンター	
(1) 身近な活動拠点としての「(仮称)地域ささえあいセンター」	
(2) 「(仮称)遠野市地域ささえあいセンター」の位置づけ	
第4 重層的支援会議の実施	27
1 重層的支援会議等の各種会議	
(1) 重層的支援会議	
(2) つながる共有会議(市支援会議)	
(3) まるごと会議	
(4) 庁内チーム会議	
第5 重層的新体制整備事業の推進体制と評価	30
1 市の推進体制	
2 評価サイクル	

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

現代の日本は、急激な少子高齢化や核家族化の進行により社会構造の変化、また、個人のライフスタイルの多様化等により、かつての日本の諸制度の基礎となっていた家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が顕著となっています。

また、既存の制度や分野にまたがり複合化・複雑化した課題や、制度の狭間にある課題も顕在化し、さらには予見が難しい課題が突発的に発生することもあり、福祉ニーズは多様化を極めています。

このような社会情勢の中、平成29年度に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(地域ケアシステム強化法)により、社会福祉法が改正され、平成30年4月1日に施行されました。その概要は次のとおりで、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされています。

1. 地域福祉推進の理念を規定(第4条第2項/第5条/第6条第2項/第106条の2)

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(第106条の3)

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実(第107条/第108条)

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉計画についても同様。)

(厚生労働省作成資料「改正社会福祉法の概要」より抜粋。)

改正された社会福祉法を軸に、地域共生社会の実現に向けた事業として、令和2年7月に「重層的支援体制整備事業」(以下、「本事業」といいます。)が新たに創設されました。

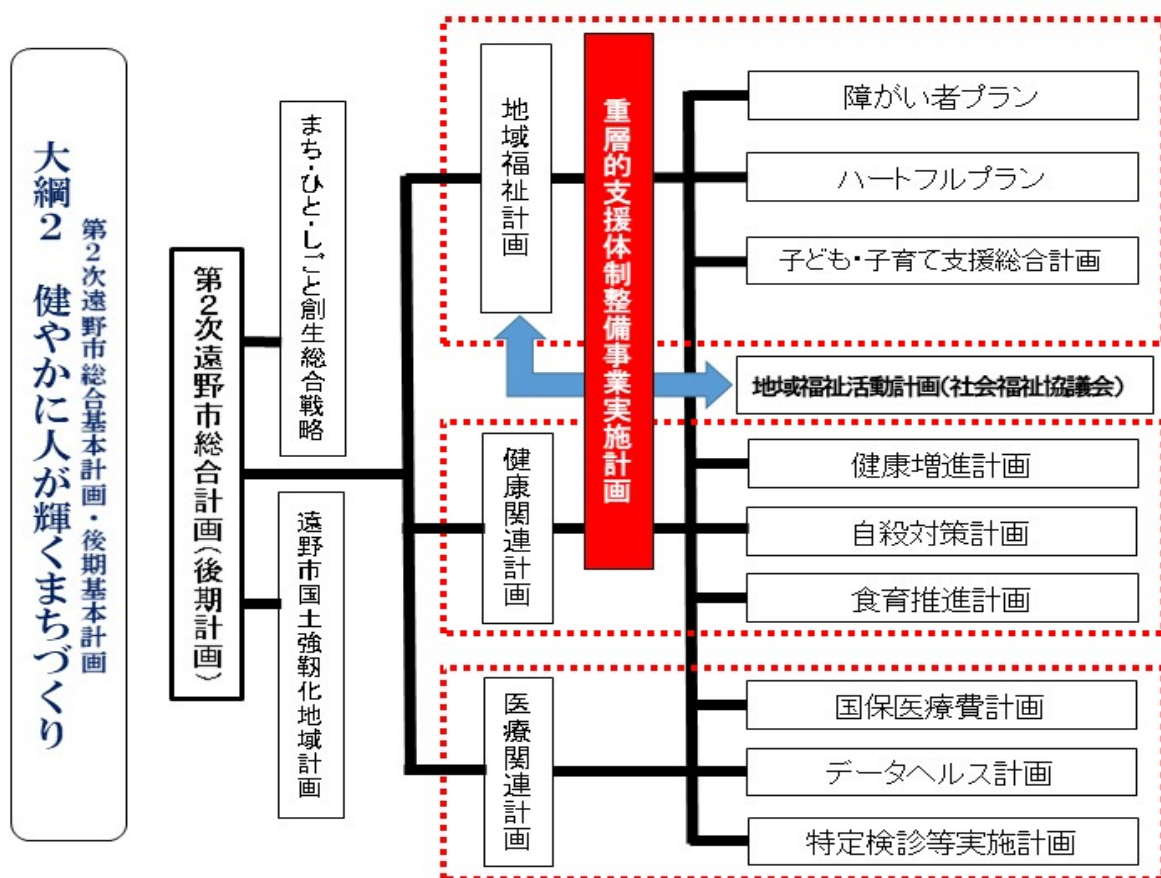
本市では、令和2年度に第4期遠野市地域福祉計画及び遠野市社会福祉協議会が策定する第4期遠野市地域福祉活動計画を一体的に策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、

ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働を明確にし、様々な地域課題を解決する福祉基盤を構築し、地域共生社会に向けた取組みを進めることとしています。

この遠野市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」といいます。）は、本事業の具体的な支援体制に関する事項について、社会福祉法第 106 条の 5 の規定により定めたものです。

2 各種計画の構成図

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「遠野市総合計画」は、国の定める策定指針を踏まえ、岩手県の「いわていきいきプラン」、本市の遠野スタイル創造・発展総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び遠野市総合計画の部門別計画としての「遠野市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図ります。



■市関係計画と計画期間

年度 計画名	H28	H29	H30	H31 (R元)	R2 (H32)	R3	R4	R5	R6	R7
市総合計画	第2次総合計画基本構想前期基本計画					後期基本計画				
まち・ひと・しごと創生 総合戦略	当初計画(H27～)				第2期計画					
市国土強靱化地域計画						当初計画(5カ年ごと)				
地域福祉計画	第3期計画					第4計画				
重層的支援体制整備事業実施計画						第1次計画				
障がい者プラン(基本) 計画	障がい者プラン 2015 (第3期障がい 者、第4期障が い福祉計画)		障がい者プラン 2018 (第4期障がい者、第5 期障がい福祉、第1期 障がい児福祉)			障がい者プラン 2021 (第5期障がい者、第6 期障がい福祉、第2期障 がい児福祉)				
障がい福祉計画										
障がい児福祉計画										
高齢者福祉計画・介護保 険事業計画(ハートフルプ ラン)	第6期計画		第7期計画			第8期計画				
少子化対策・子育て支援 総合計画(遠野わらすっ こプラン)	第1期				第2期計画					
健康増進計画	第3次					第4次				
自殺対策計画						第1期				
食育推進計画	第2期計画					第3期計画				

3 計画の期間

本計画の計画期間は、下表のとおり令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。なお、以降は第5期遠野市地域福祉計画（令和8年度から令和12年度）との一体的な策定を予定します。

■計画の期間

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度
地域福祉計画	第4期				第5期	
重層的支援体制 整備事業実施計画	第1次					

4 計画策定にあたっての留意事項

本計画の策定にあたっては、遠野市健康福祉部遠野健康福祉の里福祉課にて計画案を作成するとともに、計画の決定及び見直しにあたっては遠野健康福祉の里運営審議会に諮るものとしします。

第2 重層的支援体制整備事業の実施

1 「重層的支援体制整備事業」とは

本事業は、これまでの介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築し①包括的支援事業、②参加支援事業、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

包括的支援事業では、さまざまな相談を「丸ごと」受け止め、相談内容に応じて適切に支援機関につなげるほか、課題が複雑化、複合化してきて、支援する側の役割分担が必要な場合は、専門機関が対応することになっています。

参加支援事業では、公的支援では対応しきれないニーズに対して、地域の社会資源（地域における居場所、社会福祉施設など）を活用するなどその人にあった資源とマッチングさせ、社会とのつながりに向けた参加支援を行います。

地域づくりに向けた事業では、既存の地域づくり関係の事業の取り組みを活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

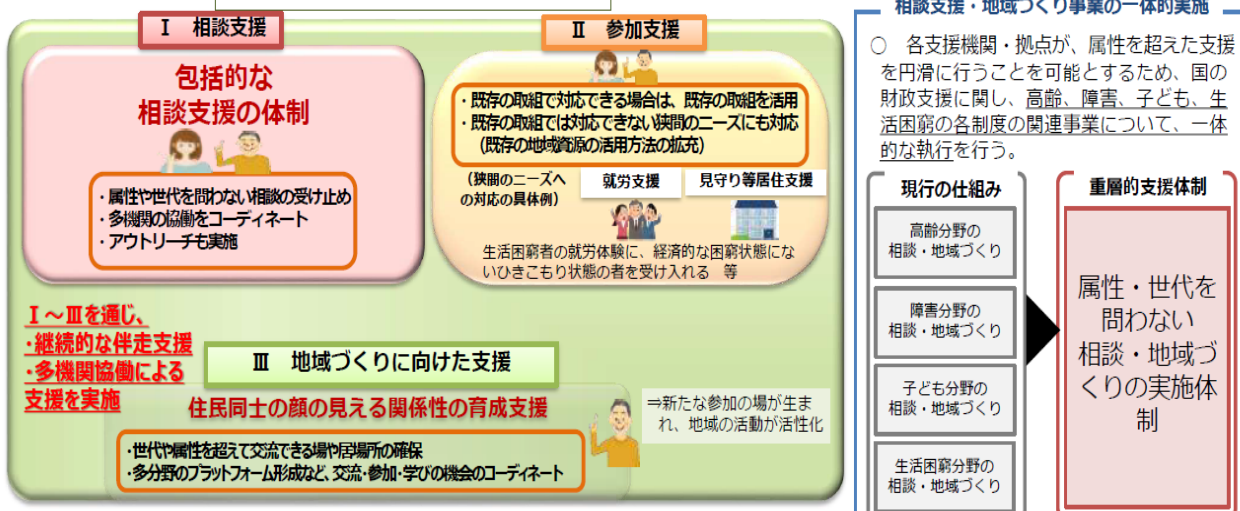
このことから、包括的な相談支援体制を構築しながら、社会参加、地域づくり支援と広範囲にわたる事業の組み立てとなっています。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

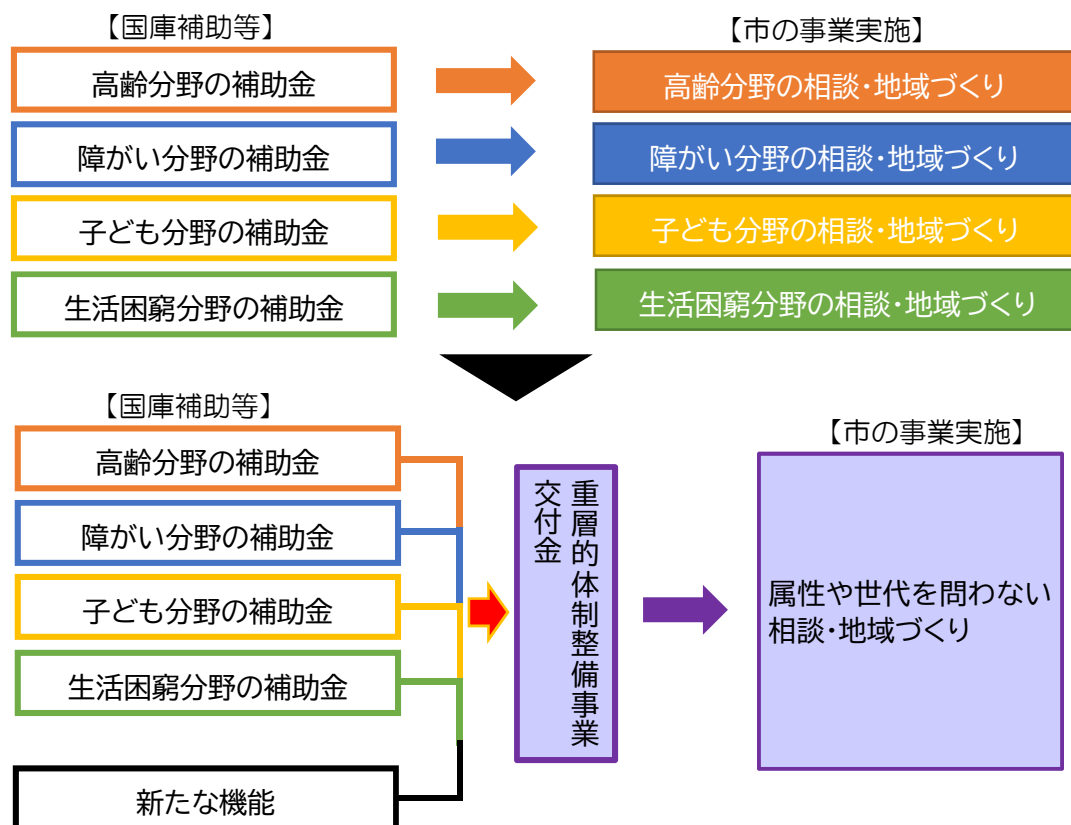
34

■重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）

	実施する事業	備考
相談支援	地域包括支援センターの運営〔第1号のイ〕	既存
	障害者相談支援事業〔第1号のロ〕	既存
	利用者支援事業〔第1号のハ〕	既存
	自立相談支援事業〔第1号のニ〕	既存
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業〔第3号のイ〕	既存
	生活支援体制整備事業〔第3号のロ〕	既存
	地域活動支援センター事業〔第3号のハ〕	既存
	地域子育て支援拠点事業〔第3号のニ〕	既存
新規事業	参加支援事業〔第2号〕	新設
	アウトリーチ等を通じた継続的支援〔第4号〕	新設
	多機関協働〔第5号〕	新設
	支援プランの作成〔第6号〕	新設

本事業については、介護、障害、子ども、生活困窮の分野を相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付するものです。これにより、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業に対して重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行することが可能となります。

■ 現行の仕組みのイメージと重層的支援体制のイメージ



2 丸ごと相談員

第4期遠野市地域福祉計画及び第4期遠野市地域福祉活動計画で進めている、「新たな地域支え合い」による「福祉でとおのづくり」のもと、地域住民自らが我が事として自らの地域の課題解決に向けて取り組むとともに、一人ひとりがそれぞれ役割を担い、お互いが支え合う取り組みを広げるために、地域住民への働きかけを行う、福祉の専門性の高い人材としてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の関わりを勧めていきます。

また、配置するCSWには、当市がこれまで取組んできた、高齢者を中心に相談支援を行う在宅介護支援センター相談員及び生活支援コーディネーターの機能を組み合わせた「丸ごと相談員」として各地区センター等へ配置します。

令和4年度は9人体制で市内全域を担当していますが、市内全ての地区センターをカバーできるよう、更なる充実に努めていきます。

■丸ごと相談員の機能

項目	内 容	
機 能	「丸ごと相談員」は、①在宅介護支援センター相談員、②生活支援コーディネーター、③コミュニティソーシャルワーカーの業務を一体的に行う専門職であり、遠野市独自で設置しています。	
	相談支援	地域の身近なところで、住民からの相談を丸ごと受け止め、個別の解決に向けた支援
	生活課題解決支援	相談の背景にある生活課題の解決に向けた資源の創出について地域運営組織等に働きかけていく活動
	継続的支援・伴走支援	支援が必要な人に確実な支援を届けるための訪問等を通じた活動(状況によっては伴走支援を行う)
	参加支援	ひきこもりなど地域と遠ざかっている人に対する社会参加への支援
財 源	重層的支援体制整備事業・地域支援事業(総合相談・生活支援体制整備)	
資格等	社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事のいずれかを有し、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターの養成研修を受講している者	
人 数	令和2年度 3名、令和3年度 7名、令和4年度 9名 ※市内社会福祉法人、医療法人に委託	

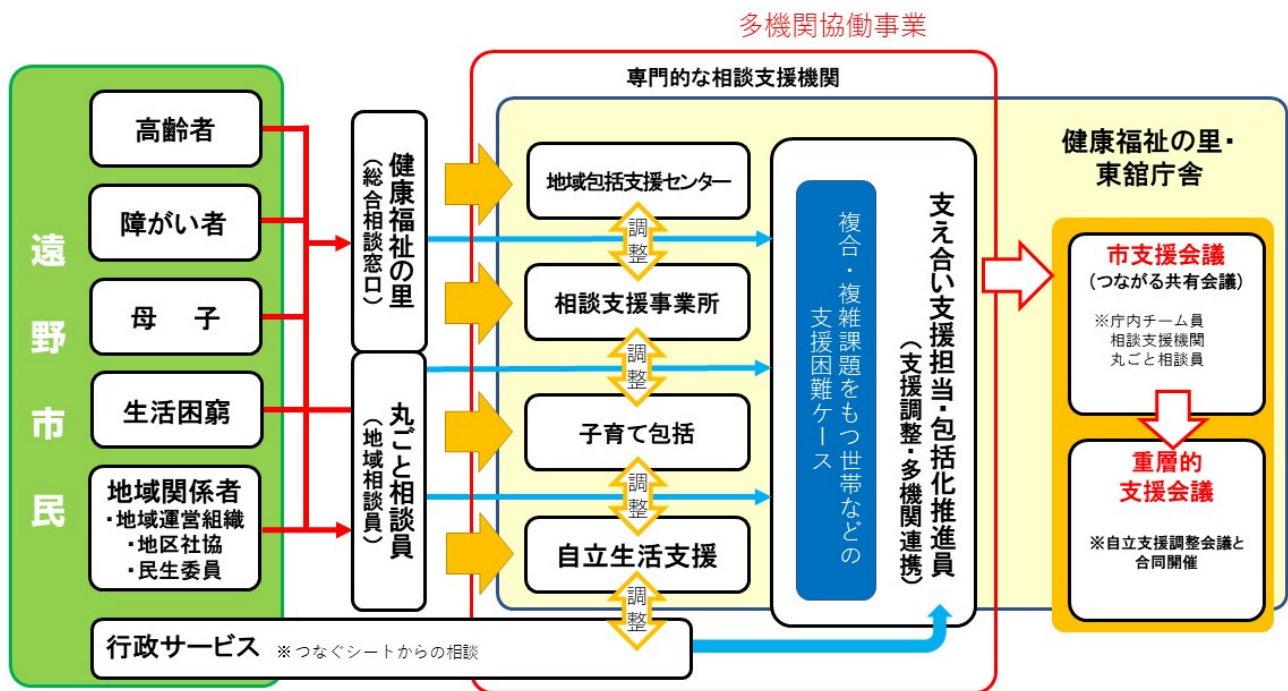
第3 重層的支援体制整備事業の提供体制

1 包括的相談支援事業

地域で暮らす方々を、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

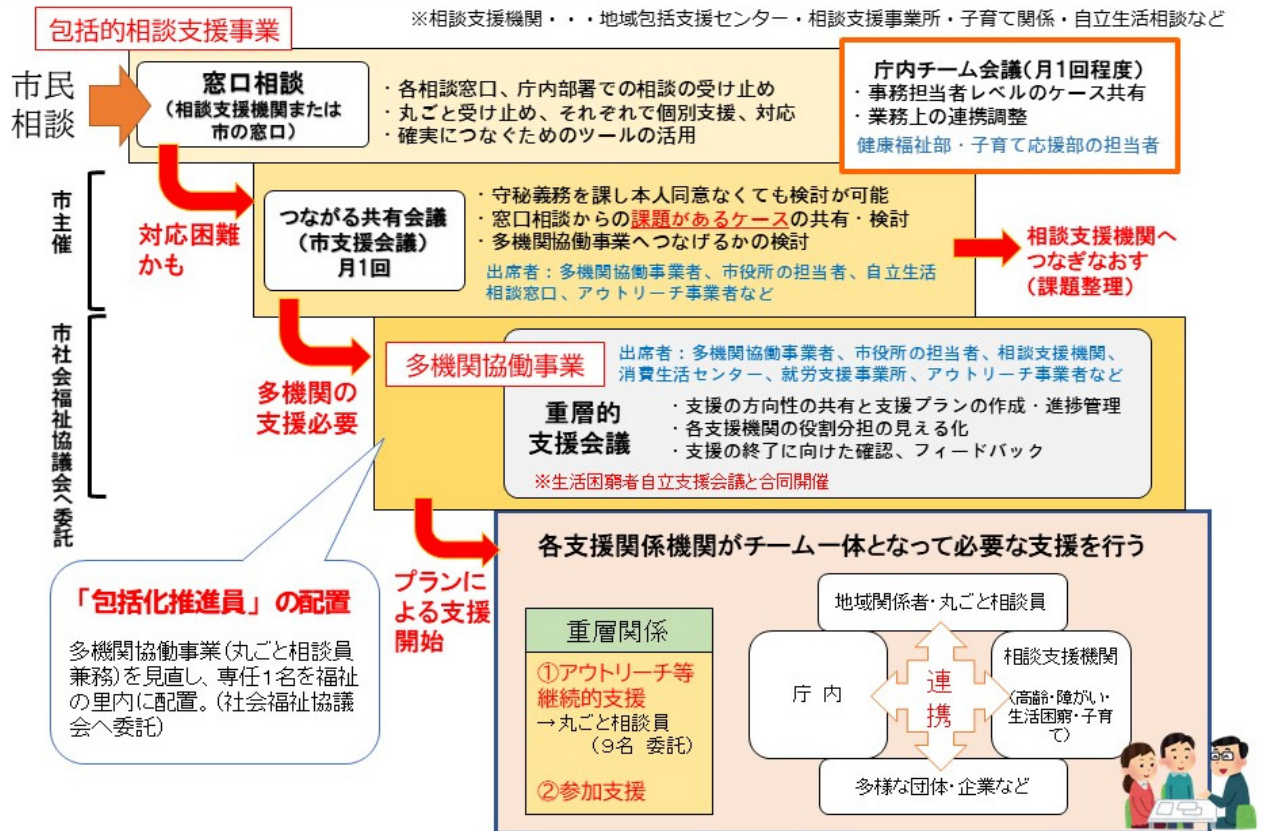
遠野健康福祉の里では、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、自立生活相談窓口（生活困窮）、子育て世代包括支援センターが同じフロアにあり、包括的な相談窓口としての環境が整備されています。

■ 包括的相談支援体制図



また、それぞれの相談窓口が受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題を抱えており、相談窓口のみで解決が難しい場合は、課題の全体像を俯瞰したうえで、支援関係機関の役割分担を整理する必要と判断される事例は、つながる共有会議を経て多機関協働事業者に調整を依頼することになります。

■重層的支援体制整備事業における支援の考え方



■遠野健康福祉の里内の相談窓口

【高齢者】地域包括支援センター

①名称(担当課)	遠野市地域包括支援センター(健康福祉部健康長寿課)
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援業務 権利擁護業務 地域ケア会議の設置 介護予防ケアマネジメント業務 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業 地域支援事業に定めるその他の事業
③支援対象者	市民
④実施方式	直営
⑤実施場所/圏域	遠野健康福祉の里/市内全域
⑥配置人員	9名(主任介護支援専門員1名、保健師3名)

【障がい者】障害者相談支援事業

①名称(担当課)	相談支援事業所らいと(健康福祉部福祉課)
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ・ 社会生活力を高めるための支援 ・ ピアカウンセリング ・ 権利の擁護のために必要な援助 ・ 専門機関の紹介 ・ 障がい者相談支援に係る関係機関・団体との情報交換及び連絡調整
③支援対象者	障がい者(身体・知的・精神)
④実施方式	委託
⑤実施場所/圏域	遠野健康福祉の里/市内全域
⑥配置人員	2.5名(所長(兼務)、相談員2)

【子育て】利用者支援事業

①名称(担当課)	子育て世代包括支援センター(健康福祉部保健医療課)
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳交付時の面接、相談対応 ・ 産前産後サポート事業、産後ケア事業対応 ・ 妊産婦・新生児訪問、乳幼児健診対応、要支援家庭の継続支援 ・ 関係機関との連絡調整
③支援対象者	妊産婦及び乳幼児
④実施方式	直営
⑤実施場所/圏域	遠野健康福祉の里/市内全域
⑥配置人員	助産師2名、母子保健専門員2名、保健師3名(兼任)

【生活困窮】自立生活相談支援事業

①名称(担当課)	遠野市自立生活相談窓口(健康福祉部福祉課)
②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげる ・ 関係機関への動向訪問や就労支援員による就労支援などを行う
③支援対象者	生活困窮者
④実施方式	委託
⑤実施場所/圏域	遠野健康福祉の里/市内全域
⑥配置人員	4名

■専ら相談業務に携わる職員

【就労支援員】

①担当課	福祉課(生活福祉係)
②相談員の名称(根拠法令等)	就労支援員(生活保護法)
③支援対象者	生活保護受給者、生活困窮者
④主な業務内容	生活保護受給者等への就労相談、面接指導、ハローワークとの連絡調整、公用車による家庭訪問
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里／市内全域
⑥配置人員	1名

【認知症地域支援推進員】

①担当課	健康長寿課(包括支援係)
②相談員の名称(根拠法令等)	認知症地域支援推進員
③支援対象者	市民
④主な業務内容	認知症に係る関係機関との連携等及び認知症患者に対する支援
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里／市内全域
⑥配置人員	1名

【相談支援員】

①担当課	健康長寿課(包括支援係)
②相談員の名称(根拠法令等)	相談支援員
③支援対象者	市民
④主な業務内容	・地域包括支援センターにおいて高齢者の相談支援に関すること ・要支援認定者のケアプランの作成等に関すること
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里／市内全域
⑥配置人員	1名

【成人保健専門員】

①担当課	健康長寿課(健康推進係)
②相談員の名称(根拠法令等)	成人保健専門員
③支援対象者	市民
④主な業務内容	・保健師や管理栄養士等が行う特定保健指導、重症化予防個別保健指導、健康相談、各種健診等の補助業務
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里／市内全域
⑥配置人員	2名

【介護予防専門員】

①担当課	健康長寿課(健康推進係)
②相談員の名称(根拠法令等)	介護予防専門員
③支援対象者	市民
④主な業務内容	一般介護予防事業に係る住民主体の「通いの場」の支援など、介護予防事業の業務補助
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里・地域での活動場所等／市内全域
⑥配置人員	2名

【母子保健専門員】

①担当課	保健医療課(母子安心係)
②相談員の名称(根拠法令等)	母子保健専門員(母子保健法、子ども子育て支援法)
③支援対象者	妊産婦、子育て世帯
④主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の面接、相談対応 ・新生児訪問、健診対応、要支援家庭の継続支援 ・関係機関との連絡調整、連携
⑤実施場所及び圏域	遠野健康福祉の里・助産院ねっとゆりかご／市内全域
⑥配置人員	2名

【女性相談員】

①担当課	子育て支援課(児童家庭係)
②相談員の名称(根拠法令等)	女性相談員(売春防止法・遠野市女性相談員規則)
③支援対象者	女性
④主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性保護に関すること ・母子・父子及び寡婦福祉資金に関すること ・ひとり親家庭の福祉向上に関すること ・要保護婦人の相談等に関すること ・その他母子・父子及び寡婦の福祉向上に関すること ・児童扶養手当に関すること ・子ども家庭支援員業務に関すること
⑤実施場所及び圏域	遠野市役所東館庁舎(元気わらすっこセンター)／市内全域
⑥配置人員	1名

【家庭相談員】

①担当課	子育て支援課(児童家庭係)
②相談員の名称(根拠法令等)	家庭相談員(遠野市家庭児童相談室規則)
③支援対象者	児童及び保護者
④主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における児童養育の技術及び児童に係る人間関係についての相談及び指導に関する事 ・要保護児童の実態の把握、早期発見その他必要な調査に関する事 ・要保護児童及びその保護者との面接、訪問及び指導又は施設への入所措置に関する事 ・児童を健全に育成するための組織の育成及び指導に関する事 ・児童委員、児童相談所等関係機関との協力及び連絡に関する事 ・里親に関する事 ・子ども家庭支援員業務に関する事
⑤実施場所及び圏域	遠野市役所東館庁舎(元気わらすっこセンター)／市内全域
⑥配置人員	1名

【消費生活相談員】

①担当課	市民協働課
②相談員の名称(根拠法令等)	消費生活相談員(消費者安全法・遠野市消費生活センター条例)
③支援対象者	市民
④主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の消費トラブル相談に対し、県や警察署などの関係機関と連携しながら解決に向けて対応する ・消費生活問題の意識啓発のための出前講座の実施 ・市で開催している無料の多重債務や法律相談などの対応
⑤実施場所及び圏域	遠野市民センター内遠野市消費生活センター／市内全域
⑥配置人員	2名

2 参加支援事業

(1) 参加支援事業(法第 106 条の4第2項第2号)の実施

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、本人やその世帯に対して地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うよう努めます。

さらに、新たに社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態にあった支援メニューを作り出します。

①丸ごと相談員による参加支援

丸ごと相談員が、小さな拠点（地区センター）に配置されているメリットは、地域の社会資源が確実に把握できることです。参加支援事業の対象は、地域や社会とのつながりを持つことで、個々のニーズに対応していくものですので、時には新たな資源開発に広がることも考えられます。日ごろから地域住民や各種団体とつながりをもちながら、丸ごと相談員がコーディネート役となって対応していきます。

②生活困窮者支援等のための地域づくり事業（旧事業名 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）を活用した市民サロン「ちょボラ」

遠野市社会福祉協議会が実施主体となり、中心市街地の空き店舗を活かし、特に市民だれもが気軽に利用できる各種コーナーを設置し、施設全体を子どもから障がい者、高齢者を問わず、だれもが活用できるサロンづくりや積極的な相談体制に取り組み、地域住民の生活課題の解決を図ります。

また、市内福祉団体（遠野市母子寡婦福祉協会、遠野市身体障害者福祉協会、遠野市精神障がい者家族会、遠野市ボランティア連絡協議会）の事務局拠点として、団体との連携及び活動支援を展開するほか、地域活動支援センターの機能を併設することで、障がい者の就労支援等による自立支援を促します。

- 1 ちょボラ福祉団体運営会議の開催（隔月開催）
- 2 若者フリースペースの開催（毎週月曜日）
- 3 コミュニティ食堂の開催（毎月1回）
- 4 相談支援における関係機関との連携（月曜を除く毎日）

(2) 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制

参加支援事業の実施にあたっては、地域における資源開発又は既存の資源の充実、そしてその資源を利用する本人や世帯に対する利用調整が必要となることから、取組内容について関係者と検討するものとします。

3 地域づくり支援

(1) 地域づくり支援の実施

地域づくり事業は、既存の地域づくり関係の事業の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としたものです。

主に、地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備に対する支援を行うほか、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるコーディネートを行います。

高齢者では一般介護予防事業（通いの場など）、生活支援体制整備事業、障がいでは地域活動支援センター事業、子育てでは地域子育て支援拠点事業、生活困窮者では生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業がこれにあたります。

なお、地域のアセスメントを行うとともに、地域生活課題の解決支援に向けた取組みについては、「まるごと会議」において支援内容を検討することとしています。（※まるごと会議については P28 を参照）

住民主体の通いの場開催支援(地域介護予防支援事業)

①担当課	健康長寿課(健康推進係)
②事業内容	地域の身近な場所(集会所や地区センター等公民館、個人宅など)に週1回程度集まり、住民が主体となって、継続して体操などの介護予防活動を行う場の運営支援を行います。
③支援対象者	住民
④実施方式	直営(スタッフは一部委託)
⑤圏域	遠野健康福祉の里・地域での活動場所等／市内全域
⑥配置人員	2名(介護予防支援専門員)

生活支援コーディネーターの設置(生活支援体制整備事業)

①担当課	健康長寿課(包括支援係)
②事業内容	高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けた支援を行うコーディネーターを設置します。
③支援対象者	市民
④実施方式	委託
⑤圏域	市内全域
⑥配置人員	9人

地域活動支援センターの運営費補助(地域活動支援センター事業)

①担当課	福祉課(障がい福祉係)
②事業内容	地域で暮らす障がい(身体・精神・知的)を抱えている方の日常生活や社会生活をサポートする支援機関です。
③支援対象者	障がい者(身体・知的・精神)
④実施方式	委託
⑤圏域	市内全域
⑥配置人員	常勤2名、非常勤3名

子育て支援センターまなざし・こども本の森遠野の運営費(地域子育て支援拠点事業)

①担当課	子育て支援課(児童家庭係)
②事業内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を地域と関わりながら実施する拠点です。
③支援対象者	児童及び保護者
④実施方式	委託
⑤圏域	市内全域
⑥配置人員	まなざし3名/こども本の森2名

地域交流サロン「ちょボラ」の運営費補助(生活困窮者支援のための共助の基盤づくり事業)

①担当課	福祉課(福祉総務係)
②事業内容	年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図りつつ、地域全体で支える共助の基盤づくりを進めるものです。
③支援対象者	市民
④実施方式	補助(実施主体:遠野市社会福祉協議会)
⑤圏域	地域交流サロン「ちょボラ」/市内全域
⑥配置人員	1名

4 多機関協働事業

(1) 包括化推進員の設置

多機関協働事業は、本事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、遠野市における包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

また、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を検討する支援を行います。

多機関協働事業を進めるにあたり、専任の職員である包括化推進員を遠野健康福祉の里内に設置し、概ね次の業務を行います。

①本人等に対する支援の実施

多機関協働事業の対象となる本人等へ対して、本人や世帯の状況を把握し、アセスメントをするために、日ごろから関わっている支援関係機関から情報を得たうえで、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成し支援を行います。

②重層的支援会議の開催

重層的支援会議を開催し、包括化推進員が作成したプランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、地域生活課題への対応における社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。(丸ごと相談員が作成する、アウトリーチ等継続的支援事業及び参加支援事業に係るプランの検討も兼ねて行います。)

③遠野市支援会議への協力

相談支援にあたり、本人同意が得られていないケースを扱う場合は、重層的支援会議の対象にすることができないことから、遠野市支援会議において情報共有ができるように市担当課と連携した体制を構築します。

④支援関係機関並びに包括的相談支援事業所との連携

本事業の実施に当たっては、各支援関係機関及び包括的相談支援事業者との連携が不可欠であることから、各種会議や研修会を通じて支援関係機関及び包括的相談支援事業者との連携に努めます。

⑤丸ごと相談員に対する支援

担当地区において活動する丸ごと相談員が円滑に活動を行うことができるよう、定例で会議を開催するなど、状況の把握に努め支援にあたります。

⑥研修会の実施と有識者等との連携

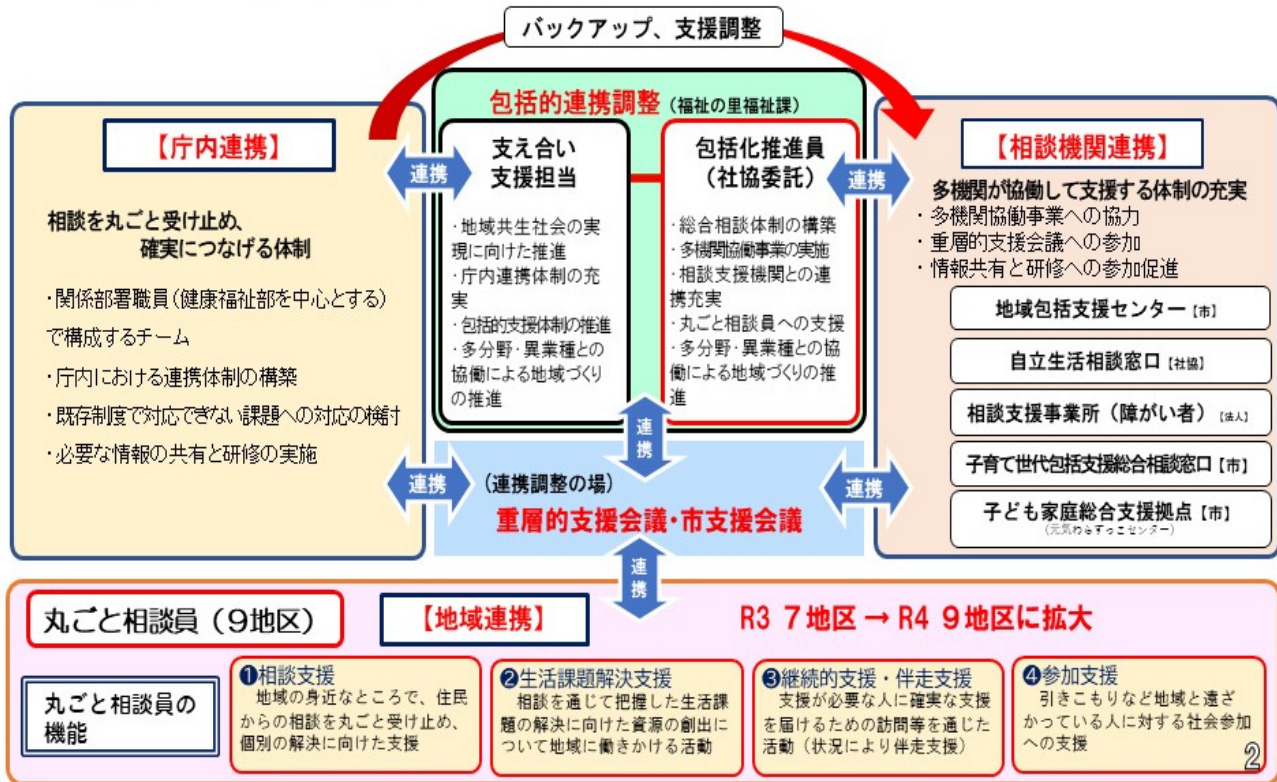
遠野市の特性にあった相談支援包括化ネットワーク機構を図るため、有識者等からの助言を受けながら、相談支援機関等の他職種との研修会を実施します。

⑦体制構築

地域支え合いセンターの整備に関する基盤整備を進めるために、必要な事業を実施します。

■関係機関の連携図

- 福祉課内に専任職員(支え合い支援担当・包括化推進員)を配置し、多機関協働による困難ケースへの支援体制として、庁内連携、相談支援機関連携、地域相談支援の構築を実施。
- 特に地域相談支援体制では、市内9地区に「丸ごと相談員」を配置し、地域の困りごとに対応するとともに、潜在的なニーズの発見、早期支援へ繋がるような取組を実施。



(2) 包括的相談支援体制情報ネットワーク構築事業

本事業が実施されたことにより、包括的な相談支援体制の構築と多機関の協働による支援体制の構築が進められます。特に丸ごと相談員にあっては、地区センター等に配置され、地域住民の相談支援及び相談窓口や行政との連携が必要であるほか、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センター相談員と多岐にわたる業務をこなしていることから、業務の効率化を図るため、インターネットを活用した情報ネットワークの構築を進めます。

① オンライン会議の導入による定例会議の開催

各種会議(つながる共有会議、重層的支援会議、まるごと会議、その他会議・研修)において、ZOOM等を活用したオンライン会議の開催を推進し、移動時間の省略など負担のない効率的な会議の開催を図ります。

② グループウェアを活用した、丸ごと相談員等との業務連携

市内9カ所に配置している丸ごと相談員及び各相談機関にグループウェアを導入し、ケースの情報並びに業務報告、重層事業の実績報告のほか、日誌の回覧やデータ共有などを行う環境を整備します。このことにより、業務の連携が充実し、効率的な対応が可能となります。

③ アウトリーチによる相談支援体制の充実と地域におけるワークショップへの活用

交通手段の確保が難しい市民向けのZOOM等を活用したオンライン相談または、地域福祉活動のワークショップなどでの活用を想定しています。通信回線を確保することにより、出先での情報照会が可能。将来的には相談のみに限らず各種手続き等に活用できないか検討します。

④ 遠野市つながる地域資源マップについて

インターネット上の地図機能を活用して関係機関（庁内外）が共有できる資源マップを作成し、個人の参加支援に結びつけを行うほか、社会資源の一元化を図ります。

5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第 106 条の4第2項第4号)の実施

この事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける、また、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築、本人とのつながりづくりに向けた支援を行うほか、対象者を見つけるため、各支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集することが必要となります。

支援につながることに拒否的な人など、必要な支援が届いていない人に対して、つながりを持つために、地域に根差した活動を行う丸ごと相談員が丁寧な働きかけを行い、関係構築に向けた必要な支援を行います。

① アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う体制等（担当機関等）

この事業の対象者にあっては、⑦支援を行うことについて、本人同意のもと支援プランに基づいて支援を行う場合と、④課題の解決を図るためには本人とのつながりが必要であると考えられることから、つながりを作ることを目的として、本人の同意がなくても支援を行う場合の2つを想定しています。

⑦の場合は、重層的支援会議、④の場合は、つながる共有会議（市支援会議）で支援の必要性について検討することになります。

② 各支援関係機関とのネットワークを活用した活動の展開

地域の関係者や、各支援関係機関との既存のネットワークを活用して情報を収集することが有効的な手段の一つとなります。次の資源を活用して潜在的な対象者の把握に努めます。

(2) 地域見守り活動に関する協力協定

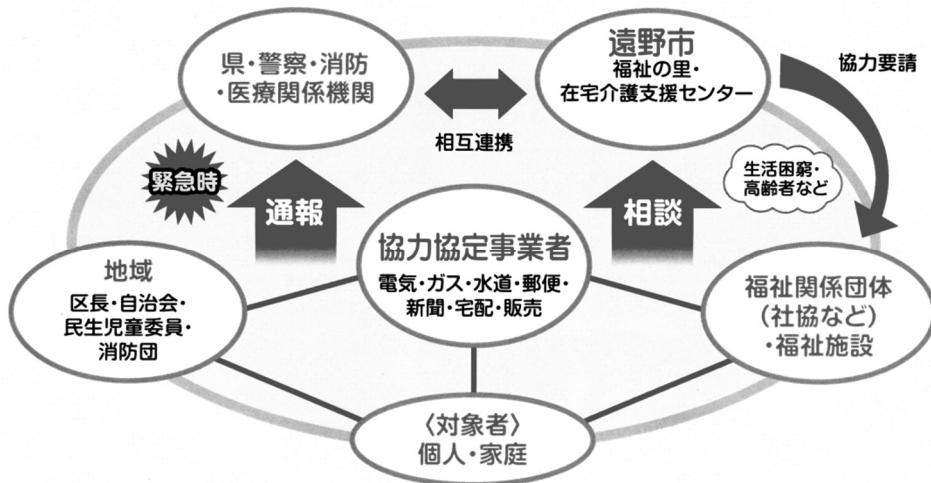
当市では、平成 20 年度から災害時における安否確認体制と避難支援体制を自主防災組織と連携しながら地域単位で構築する取組を支援してきました。平成 23 年 3 月の東日本大震災を経て一層その意識が高まりつつある中、災害時だけでなく日常における見守り、特にも

高齢者や障がい者、生活困窮者など福祉に関連がある世帯について安心、安全に生活できるよう地域ぐるみでの見守り活動を推進していくべきという声があがりました。

このことを踏まえ、地域における見守りは、地域住民の中で行われるところではあるものの、個人情報保護などのハードルもあるため、多面的に情報を収集していく方法として、家庭的で継続的に係わりのあるガス、電気、郵便、宅配などの事業所との連絡連携を図ることも地域による見守り活動を一層充実させるものと位置づけ、平成26年1月に市内外の21事業所と協定を締結しています。

令和4年3月現在、24事業所・団体と協定を締結しており、実際に高齢者が体調不良の状態であるところを発見したなど、情報をいただいています。今後も協力体制を続けていくとともに、何らかの理由で地域との距離がある世帯についても地域と協定事業所・団体が連携して見守り活動ができる体制を検討していきます。

■地域見守り活動に関する協力協定の連携図



6 (仮称) 地域ささえあいセンター

(1) 身近な活動拠点としての「(仮称)地域ささえあいセンター」

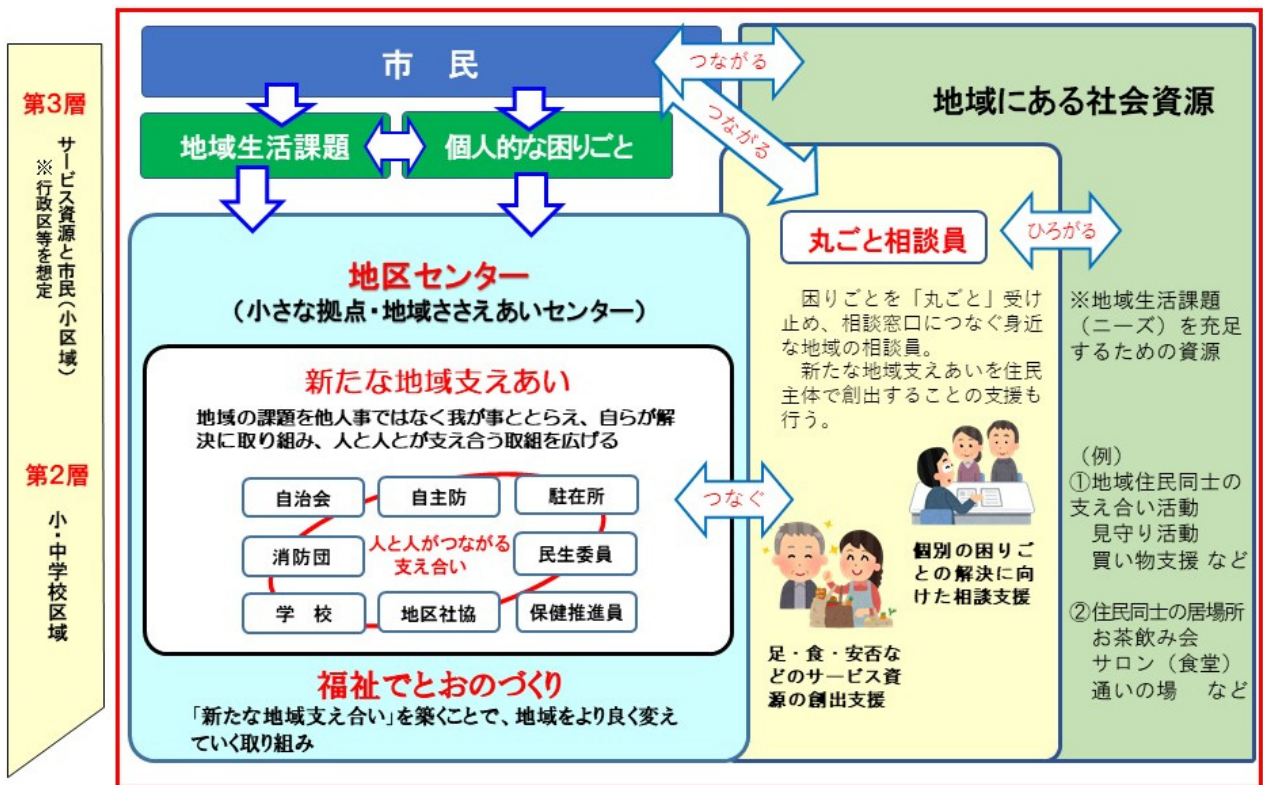
参加支援事業や地域づくり支援を進めるにあたっては、地域住民が主体的に活動できる場として、身近な活動拠点を整備しておくことが重要であることから、地区センター（小さな拠点）を住民主体で活動を行う活動拠点「(仮称)地域ささえあいセンター」として位置付け、次のような取り組みを進めます。

- ① 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など対象を問わず、世代を超えて誰もが通い、居場所となる交流拠点とします。
- ② 地域住民をよく知る存在である自治会長、民生児童委員などから困りごとを抱えていて

相談につながっていない世帯の情報提供を受け、課題解決に向け関係機関と連携して支援する拠点とします。

- ③ (仮称) 地域ささえあいセンター (地区センター) で受け付けた相談について、内容を丸ごと相談員へつなぎ、地区センターでの面談や相談者宅を訪問するなどして面談を行い、相談内容への対応に即したサービスの利用支援とともに、必要に応じて地域の団体 (自治会長、民生児童委員等) と協働して支援を行います。
- また、住民向けのパンフレット等を配布し、相談を促していきます。

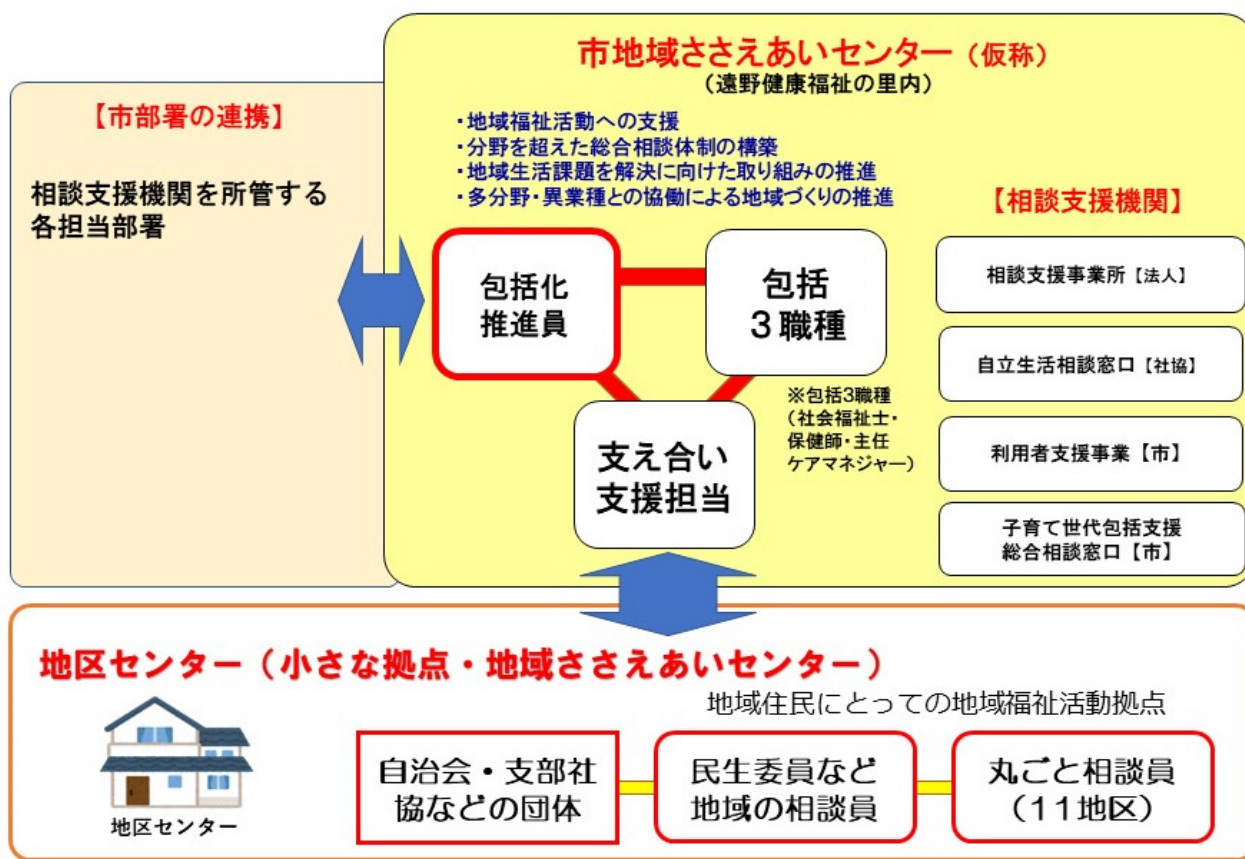
■ (仮称) 地域ささえあいセンターの概要図



(2) 「(仮称) 遠野市地域ささえあいセンター」の位置づけ

各地区センター等にある「(仮称) 地域ささえあいセンター」を統括する拠点として、遠野健康福祉の里内に「(仮称) 遠野市地域ささえあいセンター」として、地域包括支援センターを柱として、各相談窓口及び包括化推進員、支え合い支援担当が一体となった体制を構築し、地域で展開される活動を支援します。

■ (仮称) 遠野市地域ささえあいセンターの体制図

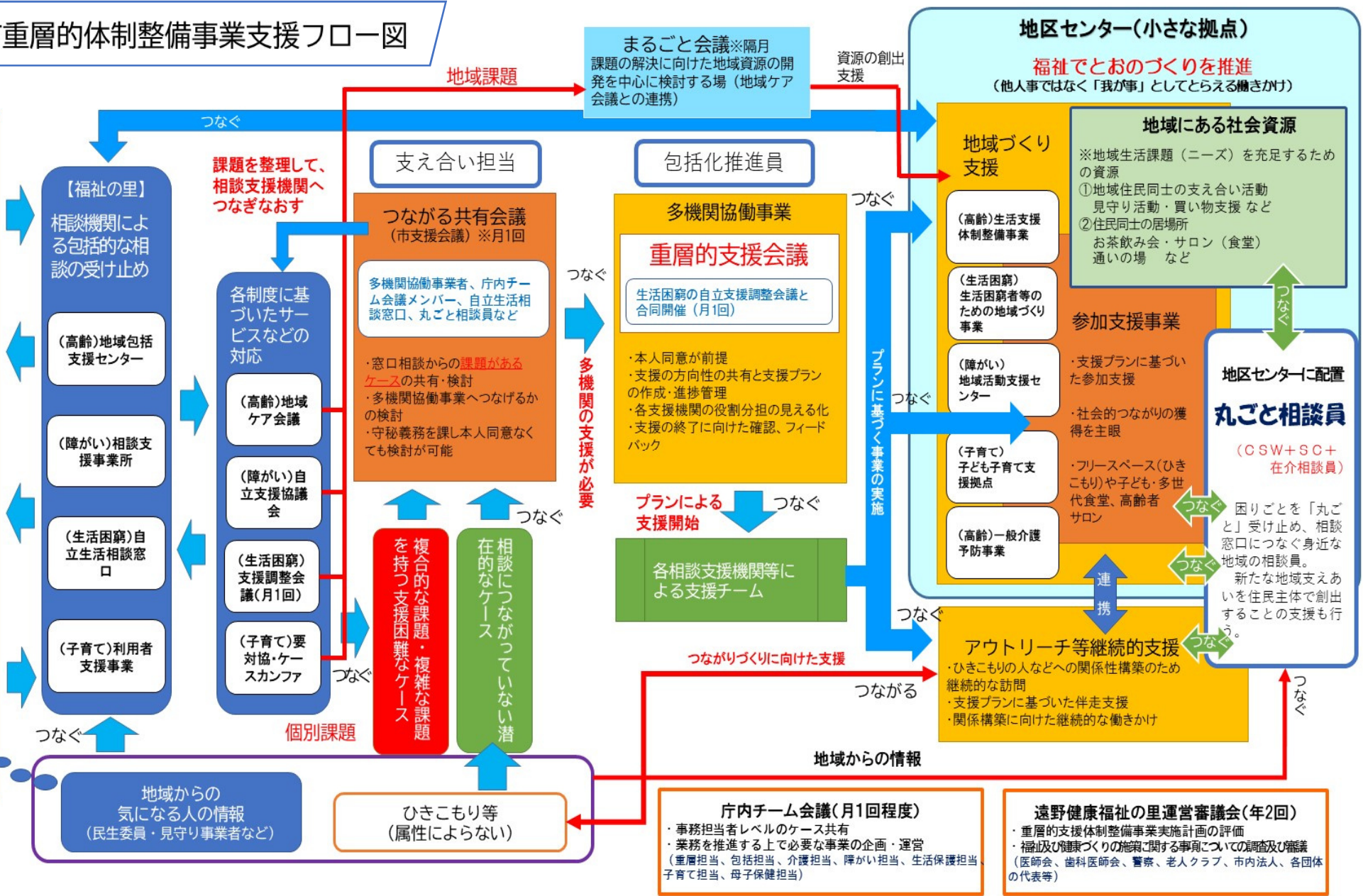


遠野市重層的体制整備事業支援フロー図

ライフステージ・属性

- 老年期
- 壮年期
- 成人期初期
- 思春期・青年期
- 学童期
- 幼児期
- 乳児期

高齢・障がい・生活困窮・子育て



第4 重層的支援会議の実施

1 重層的支援会議等の各種会議

(1) 重層的支援会議

重層的支援会議は、何らかの支援を必要としている者及びその者が属する世帯の世帯員（以下「支援対象者」という。）と協働で作成した支援計画（以下「プラン」という。）が適切なものであるか確認を行うとともに、支援にあたって関係機関等の役割について調整及び事後評価等の検証等を行うものです。

① 会議の構成員

市福祉課、市健康長寿課、市子育て支援課、市保健医療課、その他市の関係課、釜石公共職業安定所遠野出張所、遠野ひまわり基金法律事務所、遠野市民生児童委員協議会、遠野市社会福祉協議会、その他、主催者が必要と認めた者

② 開催頻度

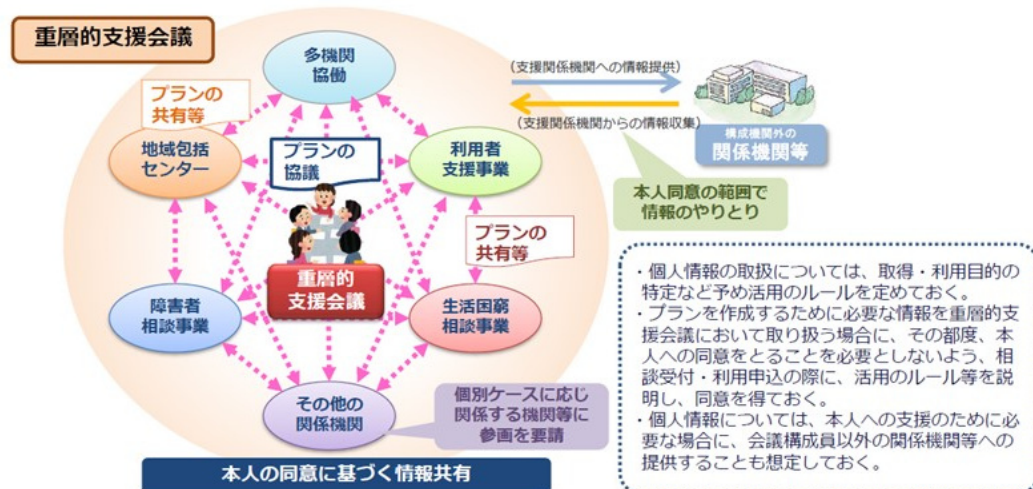
毎月1回（臨時開催も可能）※生活困窮者自立支援制度における自立生活相談支援事業が実施する支援調整会議と合同開催としています。

③ 主管課

遠野市福祉課 ※多機関協働事業者（委託先 遠野市社会福祉協議会）が主催しています。

重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



(2) つながる共有会議(市支援会議)

遠野市重層的支援体制整備事業の一つである、包括的相談支援体制の構築を推進する会議として、支援困難な事例を中心としてケースの共有、支援内容の検討など、多機関協働事業者へのハブ(つなぐ)機能を持つものとなっています。

① 会議の構成員

市役所関係機関(健康福祉部福祉課、健康長寿課、保健医療課、子育て支援課)、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、母子健康包括支援センター、自立生活相談窓口、重層的支援体制整備事業における事業者(多機関協働事業者(包括化推進員)・アウトリーチ等継続的支援事業者、参加支援事業者)、その他市長が必要と認める者

② 開催頻度

毎月1回

③ 主管課

遠野市福祉課

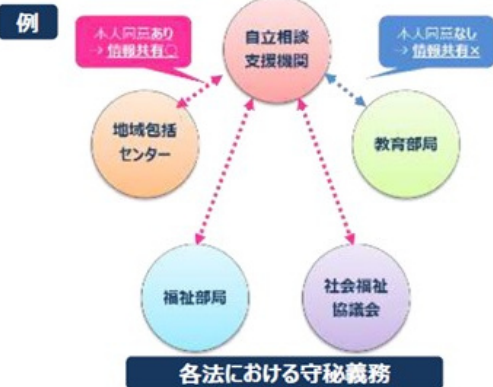
支援会議の仕組み

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「(自立支援)協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。**

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき行内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。**



支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



(3) まるごと会議

丸ごと相談員が地域の社会資源等をはじめとするアセスメントを実施し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と資源」をつなぎながら、地域生活課題の解決に向け

た取組みを推進するとともに、丸ごと相談員同士のネットワークを構築することを目的とした会議です。

①会議の構成員

市福祉課、市地域包括支援センター、包括化推進員、丸ごと相談員

②開催頻度

隔月1回（偶数月）

③主管課

遠野市福祉課

(4) 市内チーム会議

本事業の推進には、市内の関係部署による連携が不可欠です。本事業に対する理解並びに業務を遂行する上での連携を構築するため、定例で協議する場を「市内チーム会議」として設置します。

①会議の構成員

健康福祉部内（生活福祉、障がい福祉、高齢福祉、健康推進、子育て支援、母子安心）、このほか会議の中で検討する内容によっては関係する部署の出席を要請することも可

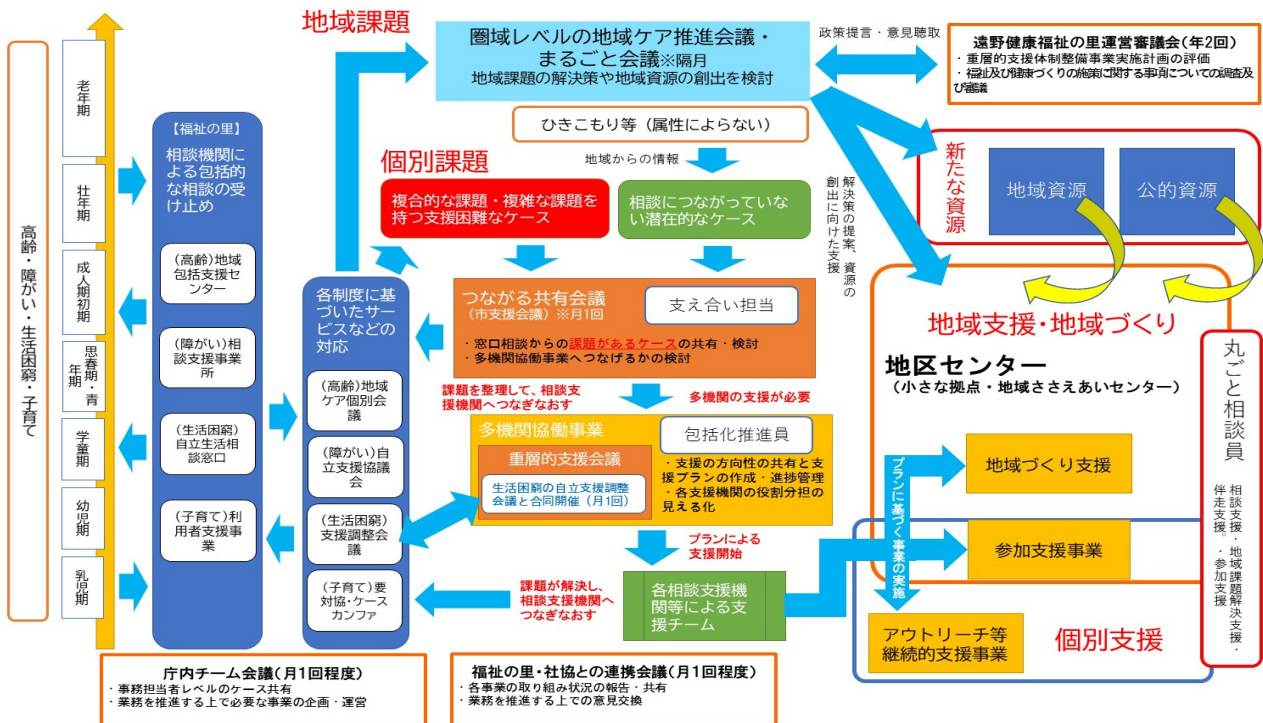
②開催頻度

毎月1回

③主管課

遠野市福祉課

■各種会議の構成図



第5 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

1 市の推進体制

本実施計画は、地域福祉計画に位置付けられた本事業の具体的な事業実施内容を定めるものであることから、年度ごとに実施状況等を確認し、チーム会議、まるごと会議、つながる共有会議において計画の進捗を確認・評価を行い、必要な事業の見直しを行います。

2 評価サイクル

重層的支援体制整備事業実施計画は、年度ごとに実施状況等を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。

計画の評価に当たっては、地域共生社会推進会議、相談支援・地域づくり合同会議等を活用し、毎年度、実施計画の策定の際に実施計画の評価も行い、PDCA サイクルを回していきます。

■PDCA 構成図

